

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(食品衛生課)	31
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業支援課)	31
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	31
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	32
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………	(治山課)	32
○建設業を営む者に対する監督処分……………	(建設情報課)	32
○河川区域の指定の一部改正……………	(河川課)	32
○河川予定地の指定の一部改正……………	(河川課)	32
○宅地建物取引業者の事務所所在地の確知……………	(建築指導課)	33

公 表

○水防法による浸水想定区域の指定……………	(河川課)	33
-----------------------	-------	----

道収用委員会告示

○裁決手続開始の決定（2件）……………	33
---------------------	----

告 示

北海道告示第658号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 落札に係る物品等の名称及び数量
 - 落札に係る物品等の名称
牛海綿状脳症診断用酵素抗体反応キット（フレライザBSE（マイクロチューブ及び破碎ビーズ100検体分を含む。））
 - 数量（調達予定数量）
と畜場内で解体される牛98,780頭、めん羊・山羊400頭分の検査に必要とされる検査セット数
- 落札を決定した日

平成19年9月20日

3 落札者の氏名及び住所

- 氏 名 大槻理化学株式会社
- 住 所 北見市卸町1丁目6番地2

4 落札金額

1セット当たりの単価 39,060円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成19年8月7日付け北海道告示第543号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- 名 称 北海道保健福祉部保健医療局食品衛生課
- 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第659号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成19年10月5日、オロロン土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第660号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 河東郡音更町字東和西三線12の2地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 指 定 の 目 的 公衆の保健
- 指 定 施 業 要 件
 - 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び音更町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第661号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 河東郡鹿追町鹿追北4線5の14・5の15・5の31
（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、5の29

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解 除 の 理 由 土地改良事業用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 河西郡更別村字更別522の1・522の4・525・526・527の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解 除 の 理 由 用排水路用地とするため

3(1) 解除予定保安林の所在場所 河西郡更別村字更別525・527の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解 除 の 理 由 用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第662号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除に係る保安林の所在場所 室蘭市崎守町337（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 解 除 の 理 由 港湾施設用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所 釧路市音別町4の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

3(1) 解除予定保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町岬町1133の2（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

4(1) 解除予定保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町岬町1133の2（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁産業振興部林務課並びに関係市役所及び枝幸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第663号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

平成19年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 処 分 を し た 年 月 日 平成19年10月2日

2 処 分 を 受 け た 者

(1) 商号及び代表者の氏名 舟越重建興業 舟越 広海

(2) 主たる営業所の所在地 中川郡豊頃町茂岩栄町130番地

(3) 建設業の許可の番号 般一17十第3566号

3 処 分 の 内 容 許可の取消し

4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第29条第1項第2号に該当した。

北海道告示第664号

昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。その関係図面は北海道旭川土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

表の1一級河川ベベルイ川の項図面の欄中「第1号図から第3号図まで」を「第1号図の2、第2号図の2、第3号図の2」に改める。

北海道告示第665号

昭和56年北海道告示第650号（河川予定地の指定）の一部を次のように改正する。その関

係図面は北海道旭川土木現業所に備え置いて縦覧に供する。 平成19年10月16日 北海道知事 高 橋 はるみ 表の1 一級河川ベベルイ川の項図面の欄中「第1号図の2、第2号図の2、第3号図の2」を「第1号図の2」に改める。 北海道告示第666号 次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。 なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により、宅地建物取引業の免許を取り消すことがある。 平成19年10月16日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 所 在 地 札幌市中央区北4条西13丁目1－2カインド札幌ビル4階 2 商号又は名称 有限会社日本宅建 3 代表者氏名 茂泉 喜郎 4 免許証番号 北海道知事免許 石狩1第6190号	想定される水深を公表する。 これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道旭川土木現業所事業部治水課及び事業課に備え置いて閲覧に供する。 平成19年10月16日 北海道知事 高 橋 はるみ																																											
道 収 用 委 員 会 告 示																																												
北海道収用委員会告示第16号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。 平成19年10月16日 北海道収用委員会会長 川 村 昭 範 1 事 件 名 平成19年（収）第6号一般国道337号改築工事（道央圏連絡道路・千歳市祝梅地内）収用事件 2 起業者の名称 国土交通大臣 3 事業の種類 一般国道337号改築工事（道央圏連絡道路「新千歳空港関連」新設工事・寿ICから中央IC（仮称）まで） 4 裁決手続開始を決定する土地																																												
公 表																																												
水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、一級河川石狩川水系倉沼川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に																																												
<table><tr><th colspan="6">裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地</th><th colspan="2">土 地 所 有 者</th><th colspan="4">土地に関して権利を有する関係人</th></tr><tr><th rowspan="2">所 在</th><th rowspan="2">地 番</th><th rowspan="2">地 目</th><th rowspan="2">登記記録上の地積 (㎡)</th><th rowspan="2">実測地積 (㎡)</th><th rowspan="2">収用しようとする土地の面積(㎡)</th><th rowspan="2">氏 名</th><th rowspan="2">住 所</th><th rowspan="2">氏 名</th><th rowspan="2">住 所</th><th colspan="2">権 利 の 表 示</th></tr><tr><th>受付年月日・受付番号</th><th>種 類</th></tr><tr><td rowspan="2">千歳市祝梅</td><td>694番57</td><td>山 林</td><td>330</td><td>331.20</td><td>331.20</td><td rowspan="2">須 永 則 江</td><td rowspan="2">不明 ただし、土地の登記記録上の住所 東京都品川区上大崎二丁目15番3－401号</td><td rowspan="2">なし</td><td rowspan="2">なし</td><td rowspan="2">なし</td><td rowspan="2">なし</td></tr><tr><td>694番58</td><td>山 林</td><td>330</td><td>331.08</td><td>331.08</td></tr></table>		裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地						土 地 所 有 者		土地に関して権利を有する関係人				所 在	地 番	地 目	登記記録上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積(㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権 利 の 表 示		受付年月日・受付番号	種 類	千歳市祝梅	694番57	山 林	330	331.20	331.20	須 永 則 江	不明 ただし、土地の登記記録上の住所 東京都品川区上大崎二丁目15番3－401号	なし	なし	なし	なし	694番58	山 林	330	331.08	331.08
裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地						土 地 所 有 者		土地に関して権利を有する関係人																																				
所 在	地 番	地 目	登記記録上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積(㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権 利 の 表 示																																		
										受付年月日・受付番号	種 類																																	
千歳市祝梅	694番57	山 林	330	331.20	331.20	須 永 則 江	不明 ただし、土地の登記記録上の住所 東京都品川区上大崎二丁目15番3－401号	なし	なし	なし	なし																																	
	694番58	山 林	330	331.08	331.08																																							
5 裁決手続開始決定の日 平成19年10月5日 北海道収用委員会告示第17号		土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。 平成19年10月16日																																										

北海道収用委員会会長 川 村 昭 範			国土交通大臣		
1 事 件 名			3 事 業 の 種 類		
平成19年（収）第6号一般国道337号改築工事（道央圏連絡道路・千歳市祝梅地内）収用事件			一般国道337号改築工事（道央圏連絡道路「新千歳空港関連」新設工事・寿ICから中央IC（仮称）まで）		
2 起業者の名称			4 裁決手続開始を決定する土地		

裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地						土 地 所 有 者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地 目	登記記録上の 地 積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しよう とする土地 の面積(㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権 利 の 表 示	
										受付年月日 ・受付番号	種 類
千歳市祝梅	1767番6	原 野	727	729.10	337.13	別紙のとおり		なし	なし	なし	なし

5 裁決手続開始決定の日
平成19年10月5日

別紙

氏 名	住 所
(共有持分25分の2) 門 脇 シゲ子	不明 ただし、土地の登記記録上の住所 恵庭市泉町20番地
(共有持分25分の2) 北 野 スミ子	千歳市北斗2丁目12番12号
(共有持分25分の1)(亡)舟見浩美 法定相続人 法定相続持分3分の1 溝 口 里 江	石川県小松市下栗津町い6番地4
(同上) 法定相続持分3分の1 奥 野 琴 江	千歳市北栄1丁目20番9号
(同上) 法定相続持分3分の1 舟 見 清 二	不明 ただし、住民票上の最後の住所 千歳市北栄1丁目15番5-101号
(共有持分25分の1) 葩 島 茂 夫	埼玉県さいたま市大宮区三橋1丁目1380番地3
(共有持分25分の1) 斎 藤 ミネ子	千歳市富丘4丁目3番19号
(共有持分25分の1) 佐 藤 巖	江別市野幌寿町34番地の8
(共有持分25分の4) 山 下 金 良	愛媛県南宇和郡愛南町魚神山1613番地
(共有持分25分の1) 桑 原 孝 司	秋田県大仙市神宮寺字屋敷南47番地16
(共有持分25分の2) 村 上 良 昭	帯広市西23条南4丁目28番地17
(共有持分25分の2) 内 田 文 子	愛知県豊橋市佐藤一丁目9番地の1(2-707)
(共有持分25分の3) 児 玉 幸 枝	恵庭市相生町1番地の8(ピースオブマインド恵庭306号)
(共有持分25分の3) 三 星 博	千歳市日の出5丁目8番11号
(共有持分25分の2) 藍 原 俊 恵	宮城県仙台市青葉区花京院1丁目5番10-805号